

介護老人保健施設アルテハイム鈴鹿 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人誠仁会 介護老人保健施設アルテハイム鈴鹿
- ・開設年月日 平成2年10月8日
- ・所在地 〒513-0844 鈴鹿市平田1丁目3番5号
- ・電話番号 059-370-0653(代)
- ・ファックス番号 059-370-0887
- ・管理者 田中 寛
- ・施設長 田中 寛
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2450380015号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設アルテハイム鈴鹿の運営方針]

1. 当施設は、介護保健施設サービスを提供することにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする事とともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものである。
2. 当施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めるものとする。
3. 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保健施設・その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
4. 当施設は、短期入所療養介護サービスを提供することにより、利用者が要支援状態又は要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかるものとする。
5. 当施設は、通所リハビリテーションサービスを提供することにより、利用者が要支援状態又は要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 施設の職員体制

○【介護老人保健施設・短期入所療養介護】

職 種	員 数	備 考
(1) 管理者	1 人	医師兼務
(2) 医師	2 人以上	通所リハ・訪問リハ兼務
(3) 薬剤師	1 人以上	
(4) 看護師	1 3 人以上	内 1 名 介護支援専門員兼務
(5) 介護職員	3 5 人以上	内 1 名 介護支援専門員兼務
(6) 支援相談員	3 人以上	内 1 名 介護支援専門員兼務
(7) 理学療法士	3 人以上	
作業療法士	2 人以上	
言語聴覚士	1 人以上	
(8) 管理栄養士	1 人以上	
(9) 介護支援専門員	2 人以上	(他職種兼務)
(10) 事務職員	2 人以上	
(11) 安全対策担当者 (リスクマネージャー)	1 人以上	

※上記職員のうちの夜間職員数： 看護職員 1 名 ・介護職員 4 名（各フロアー 1 名）

○【通所リハビリテーション】（通称：「メディカルリハビリテーションセンター」）

職 種	員 数	備 考
(1) 管理者	1 人	老健管理者と兼務
(2) 医師	2 人以上	老健医師と兼務
(3) 看護師	1 人以上	
(4) 介護職員	1 0 人以上	
(5) 支援相談員	1 人以上	介護職兼務
(6) 理学療法士等	5 名以上	他 作業療法士・言語聴覚士
(7) 管理栄養士	1 名以上	老健管理栄養士と兼務
(8) 事務職員	1 人以上	
(9) 送迎職員（※）	9 人以上	※運転手業務委託

(4) 入所・通所定員等

- ・入所定員 1 5 0 名（※うち短期入所定員 2 5 名）
- ・療養室 特別室（2 人室）… 1 8 室、2 人室… 9 室、4 人室… 2 4 室
- ・通所定員 8 0 名（※ 4 単位 8 0 名、但し土曜日のみ 3 単位 6 0 名）

(5) 通所リハビリテーションの事業実施地域及び営業時間

- ・通常の事業の実施地域 鈴鹿市・亀山市・四日市市
- ・営業日及び営業時間 月～土（1 月 1 日～1 月 3 日を除く）
営業時間 午前 8 時 1 5 分～午後 5 時 3 0 分

2. サービス内容

- ①施設サービス計画の立案
- ②短期入所療養介護計画の立案
- ③通所リハビリテーション計画の立案
- ④食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝 食 午前 7 時 3 0 分から

昼 食 午前 1 1 時 3 0 分から

夕 食 午後 5 時 3 0 分から

※入所お客様の体調や食事のスピードなどを考慮し、安全に食事をしていただくために、夕食を午後 5 時に提供する場合もあります。

- ⑤入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者には、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

- ⑥医学的管理・看護
- ⑦介護（退所時の支援も行います。）
- ⑧機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨相談援助サービス
- ⑩栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫理美容サービス
- ⑬基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭行政手続代行
- ⑮その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関と併設されております。又、下記の歯科医療機関に協力いただいております。

・併設医療機関

名 称 医療法人 誠仁会 塩川病院

住 所 鈴鹿市平田 1 丁目 3 番 7 号

・協力歯科医院

名 称 岡田歯科

住 所 鈴鹿市加佐登三丁目 1 1 番 6 号

尚、緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用にあたっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は決められた時間内でお願いします。
- ・外出、外泊の場合は所定の用紙にて届け出てください。
- ・許可なく飲酒しないでください。
- ・施設内全館禁煙です。
- ・施設の設備、備品の取り扱いは丁寧にし、万一破損した場合は速やかに職員に申し出てください。
- ・身の回り、所持品は常に整理整頓し、許可された以外の物品は療養室に持ち込まないでください。
- ・金銭、貴重品は持ち込まないでください。
- ・外泊、外出時等の施設外での医療機関での受診・投薬に関しては必ず届け出をしてください。

5. 虐待の防止対策

- ・当施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生または再発を防止するため、虐待防止を検討する委員会を定期的（2ヵ月に1回）に開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底をおこないます。また、防止のための指針の整備、定期的な研修、適切に虐待防止を実施するための担当者を設置しています。

6. 業務継続計画の策定及び訓練

- ・当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い、研修及び訓練を定期的の実施しています。また、災害時備蓄を整備し、災害時等での業務運営に対応できる体制を整えています。

7. 職場におけるハラスメントの防止

- ・当施設は、適切なサービス提供と従業員の就業環境の保護を図るため、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止に関する方針を明確化し、必要な体制を整備しています。研修及びマニュアルの整備、相談窓口を設置しています。

8. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器・非常警報設備・自動火災報知設備・非難器具
屋内消火栓設備・スプリンクラー
- ・防災訓練 年2回

9. 禁止事項

当施設では、多くの人に安心して療養生活を送っていただくために、次の事項に関しては禁止しております。

- ・宗教の勧誘

- ・特定の政治活動
- ・ペットの持ち込み
- ・物品のやり取り

10. 要望及び苦情の相談

当施設には支援相談の専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談員担当者にお寄せいただければ、できる限り速やかに対応いたしますが、施設窓口に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

また、当施設窓口以外にサービス内容の要望や苦情について、各市町保険者や三重県国民健康保険連合会でも相談することができます。

※施設相談窓口

担当者：事業課長・支援相談員・通所統括マネージャー

利用時間：8時45分～17時30分

電 話：059-370-0653

※市町村窓口(鈴鹿市・亀山市)

名 称：鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

住 所：鈴鹿市神戸1丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階

電 話：059-369-3200

※市町村窓口(四日市市)

名 称：四日市市役所介護保険課

住 所：四日市市諏訪町1番5号

電 話：059-354-8104

※三重県国保連合会窓口

名 称：三重県国民健康保険連合会介護保険課介護保険係

住 所：津市桜橋2丁目96番地

電 話：059-222-4165

〈別紙 1〉

(介護予防) 通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された通所リハサービス計画に基づき、当事業所をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・保証人の希望を十分取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 保険給付の自己負担額（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

《介護給付》 1日あたりの自己負担です

【6時間以上7時間未満】	・要介護1	675単位
	・要介護2	802単位
	・要介護3	926単位
	・要介護4	1,077単位
	・要介護5	1,224単位

※サービス提供体制強化加算（I） 22単位／回

※リハビリテーション提供体制加算 24単位／回(6時間以上7時間未満)

※中重度者ケア体制加算 20単位／回

※計画的な医学的管理(喀痰吸引・経管栄養・褥瘡等)のもと、リハビリテーションを行った場合に加算されます。(要介護3・4・5に限る)

・重度療養管理加算 100単位／日

※退院後に通所リハビリテーションを利用する際に、理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合に加算されます。

- ・退院時共同指導加算 600単位／回

※リハビリテーション実施計画に基づき、理学療法士等、他職種協働で日常生活上の支援を行った場合に加算されます。

- ・リハビリテーションマネジメント加算（イ）

同意日の属する月から6月以内 560単位／月

同意日の属する月から6月超 240単位／月

- ・リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

同意日の属する月から6月以内 593単位／月

同意日の属する月から6月超 273単位／月

- ・リハビリテーションマネジメント加算（ハ）

同意日の属する月から6月以内 793単位／月

同意日の属する月から6月超 473単位／月

- ・医師が利用者又はその家族に説明した場合、上記加算に加えて 270単位／月

※科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック情報の活用など、科学的介護を推進する取り組みを評価する加算です。(原則として利用者全員を対象)

- ・科学的介護推進体制加算 40単位／月

※利用者の状態に応じて、基本的動作能力及び応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションを個別に実施した場合に加算されます。

- ・短期集中個別リハビリテーション実施加算 110単位／日

(退院(所)日または開始日から3月以内、1週につき2日以上、1日あたり40分)

※認知症を有する利用者に対し、生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施した場合に加算されます。

- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)

(退院(所)日又は開始日から起算して3月以内) 240単位／日

- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)

(退院(所)日又は開始日から起算して3月以内) 1,920単位／月

※加齢や廃用症候群等により生活機能が低下した利用者に対して、機能の回復、生活行為の内容の充実を図るための目標をあらかじめ定めた上で、リハビリテーションを実施した場合に加算されます。

- ・生活行為向上リハビリテーション加算 開始月から6月以内 1,250単位／月

※通所リハビリテーション計画上、入浴介助(入浴中の見守り含む)を行うこととなっており、入浴された場合に算定されます。

- ・入浴介助加算（Ⅰ） 40単位／回

入浴加算（Ⅰ）に加え、自宅での入浴自立に向けた支援の為に、入浴計画書を作成し、自宅環境を想定して入浴支援を行った場合に算定されます。

- ・入浴介助加算（Ⅱ） 60単位／回

※低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合に加算されます。

- ・栄養改善加算 200単位／回（月2回限度、3月以内）

※口腔機能が低下している利用者に対して、口腔機能の向上を目的とし、個別的に実施される口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施を行った場合に加算されます。

- ・口腔機能向上加算（Ⅱ）イ 155単位／回（月2回） リハマネ(ハ)算定の場合
ロ 160単位／回（月2回） リハマネ(ハ)算定なしの場合

※送迎を行わない場合は、片道につき47単位減算されます。

《予防給付》 1月あたりの自己負担分です

- ・要支援1 2,268単位
- ・要支援2 4,228単位

※指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を越えて指定予防通所リハビリテーションを行う場合は、1月につき所定単位数から減算されます。

- ・減算を行わない基準 3月に1回リハビリテーション会議を開催
科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出を行う
 - ・要件を満たした場合 減算なし
 - ・要件を満たさない場合 要支援1 120単位／月減算
 - ・要件を満たさない場合 要支援2 240単位／月減算

※科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック情報の活用など、科学的介護を推進する取り組みを評価する加算です。（原則として利用者全員を対象）

- ・科学的介護推進体制加算 40単位／月

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

- ・要支援1 88単位／月
- ・要支援2 176単位／月

※加齢や廃用症候群等により生活機能が低下した利用者に対して、機能の回復、生活行為の内容の充実を図るための目標をあらかじめ定めた上で、リハビリテーションを実施した場合に加算されます。

・生活行為向上リハビリテーション加算 開始月から6月以内 562単位／月

※低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合に加算されます。

・栄養改善加算 200単位／月

※口腔機能が低下している利用者に対して、口腔機能の向上を目的とし、個別的に実施される口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施を行った場合に加算されます。

・口腔機能向上加算（Ⅱ） ロ 160単位／回（月1回）

◆ご利用者様の介護度別サービス1月の所定単位数に、介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ）として、10.3%別途加算されます。

◆1単位あたり10,33円で計算され、ご利用者様のご負担は総合計の1割又は2割又は3割となります。

（2）保険給付対象外の利用料

日用品費・教養娯楽費 189円／日

食費 858円／日

日用品費・・・石鹸、タオルやおしぼり等の事業所で用意するものの費用です。

教養娯楽費・・・レクリエーション等で使用する、コピー用紙、折り紙、画用紙等の材料など、事業所で用意するものの費用です。

食費・・・事業所で提供する昼食をお取り頂いた場合の費用です。

（3）支払い方法

毎月末締めで翌月請求書及び明細書をお渡しいたします。お支払い方法はご指定の銀行等口座から自動引落しいたします。

・百五銀行をご指定の場合 ・・・・毎月12日 引落し

・百五銀行以外をご指定の場合 ・・・・毎月27日 引落